

○山形県警察の家族協力報償金等の支給等に関する訓令

平成13年4月16日
本部訓令第17号

改正 平成18年4月1日 本部訓令第11号

平成20年2月27日 本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、駐在所に勤務する警察官の家族の警察協力等に対する報償金の支給並びに交番等及び駐在所に勤務する警察官の地域活動に対する報償金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交番等 交番及び署所在地をいう。
- (2) 駐在所勤務員 駐在所の併設住宅に居住して勤務する警察官をいう。
- (3) 家族 駐在所勤務員と同居する配偶者又は18歳以上の配偶者以外の者をいう。

(報償金の種類及び額)

第3条 この訓令による報償金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 家族協力報償金 月額 71,000円
- (2) 公衆接遇報償金 月額 7,000円

(報償金の支給等)

第4条 家族協力報償金は、駐在所勤務員の職務に直接かつ継続的に協力した家族（2人以上勤務する駐在所については本部長の定めた人数）に対して支給するものとする。

2 公衆接遇報償金は、交番等及び駐在所ごとに勤務員1名に対して交付するものとする。

(細目規定)

第5条 この訓令に定めるもののほか、報償金の支給及び交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。